

大阪府監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府議会議長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年2月14日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	中野	雅司
同	清水	涼子
同	和田	秋夫

1 指摘事項に対する措置 (旅費の支給事務について)

監査対象機関名	議会事務局（総務課）
監査実施年月日	平成23年6月20日から同年7月20日まで
監査の結果	措置の状況
海外出張の旅費支給事務において、資金前渡の方法により支出された旅費の精算に必要な証拠書類が添付されていなかった。	監査で指摘を受け、直ちに旅行社より請求書の控えを入手するとともに、旅程の点検を行い、執行額が適正であることを確認しました。今後は、本件指摘事項に従い、適切な事務の執行に努めます。